

枚方市規則第 59 号

枚方市土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市土砂埋立て等の規制に関する条例（平成30年枚方市条例第28号。第4条第6号を除き、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可を要しない者)

第2条 条例第7条第2項第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 土地改良区
- (2) 土地改良区連合
- (3) 土地区画整理組合
- (4) 地方住宅供給公社
- (5) 市街地再開発組合
- (6) 地方道路公社
- (7) 日本下水道事業団
- (8) 土地開発公社
- (9) 住宅街区整備組合
- (10) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (11) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
- (12) 国立大学法人法第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- (13) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (14) 西日本高速道路株式会社
- (15) 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人であつて、土砂埋立て等について、国又は地方公共団体と同等以上に災害を防止し、及び生活環境を保全することができる者として市長が公示して定めるもの

(許可を要しない法令等の処分による土砂埋立て等)

第3条 条例第7条第2項第6号の規則で定める土砂埋立て等は、次に掲げる処分による土砂埋立て等とする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認（同条の道路に関する工事に係るものに限る。）又は同法第91条第1項の許可
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の認可又は同法第76条第1項の許可
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項又は第6条第1項（これらの規定を同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の許可
- (5) 下水道法（昭和33年法律第79号）第16条（同法第25条の18及び第31条において準用する場合

を含む。)の承認

- (6) 河川法（昭和39年法律第167号）第20条の承認又は同法第24条、第26条第1項若しくは第27条第1項の許可
- (7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可
- (8) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項若しくは第50条の2第1項の認可又は同法第66条第1項の許可
- (9) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第7条第1項、第26条第1項若しくは第67条第1項の許可又は同法第33条第1項の認可
- (10) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項又は第9条第1項の認可
- (11) 大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（平成26年大阪府条例第177号）第7条又は第12条第1項の許可
（その他許可を要しない土砂埋立て等）

第4条 条例第7条第2項第8号の規則で定める土砂埋立て等は、次に掲げる土砂埋立て等とする。

- (1) コンクリート、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料としての土砂のみを用いて行う土砂埋立て等
- (2) 運動場及び駐車場の機能を維持するために行う土砂埋立て等
- (3) 農業の用に供する土地の土質改善又は生産性向上のため、当該土地の従前の作土と同等以上の土砂又はそれにふさわしい土砂を用いて行う農地改良（あらかじめ市長の承認を受けたものに限る。）に係る土砂埋立て等
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う土砂埋立て等
- (5) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項若しくは第11条第1項又は大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第81条の8第1項若しくは第81条の12第1項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂埋立て等
- (6) 法令若しくは条例（大阪府の条例を含む。）の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂埋立て等
（事前協議）

第5条 条例第7条第1項の許可の申請をしようとする者は、条例第8条の規定による協議を土砂埋立て等事前協議書（様式第1号）により行わなければならない。

2 土砂埋立て等事前協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認める図書については、この限りでない。

- (1) 説明会開催計画書（様式第2号）
- (2) 埋立て等区域及び土砂埋立て等に供する施設が設置される区域（以下「埋立て等関係区域」という。）に係る次に掲げる図書
イ 位置図

- ロ 現況平面図及び現況断面図
- ハ 測量図及び求積図
- ニ 計画平面図、計画断面図及び排水計画図
- ホ 流域図

- (3) 埋立て等関係区域の土地及びこれに隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (4) 埋立て等関係区域内に存し、又は埋立て等関係区域に隣接する道路その他の公共施設に係る土地との境界確定図の写し
- (5) 土砂埋立て等に使用される土砂の量の計算書
- (6) 土砂の搬入経路図
- (7) 埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために講ずる措置を明らかにした図面
- (8) 土砂埋立て等の施工の順序を明らかにした書面
- (9) 土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置を明らかにした書面
- (10) 埋立て等関係区域の現況の写真
- (11) 資金調達計画書（様式第3号）
- (12) その他市長が必要と認める図書

3 条例第13条第1項の変更許可の申請をしようとする者は、条例第8条の規定による協議を土砂埋立て等変更事前協議書（様式第4号）により行わなければならない。

4 土砂埋立て等変更事前協議書には、第2項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

（土地の所有者の同意）

第6条 条例第9条各項の同意は、土砂埋立て等に係る土地使用同意書（様式第5号）により得なければならない。

（周辺地域の住民等への周知）

第7条 条例第10条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規則で定める周辺地域は、埋立て等区域の隣接地、埋立て等区域の属する自治会に係る区域その他条例第11条第1項又は第2項の申請書に記載する同条第1項第10号に掲げる措置に係る区域とする。

2 条例第10条第1項の規則で定める関係人は、土地の所有者又は使用者であって、当該申請に係る土砂埋立て等による影響を受けるおそれがあると市長が認める者とする。

3 条例第10条第1項の規定による説明会は、あらかじめ、開催の日時及び場所を周辺地域の住民及び前項に規定する者に対して、その見やすい場所において行う掲示その他の適切な方法により周知させて開催しなければならない。

4 申請予定者は、他の者により説明会の公正かつ円滑な実施が著しく阻害され、説明会の目的を達成することができないことが明らかである場合は、条例第10条第1項ただし書の規定により、条例第11条第1項又は第2項の申請書の内容を要約した書類の周辺地域の住民及び第2項に規定する者への提供及び周辺地域の住民及び同項に規定する者の見やすい場所において行う掲示をすることをもって、説明会の開催に代えることができる。

5 前項の規定は、条例第10条第3項において準用する同条第1項ただし書の必要な措置について準用する。この場合において、前項中「条例第11条第1項又は第2項」とあるのは、「条例第13条第2項」と読み替えるものとする。

6 条例第10条第1項の規定による周知については、同条第2項の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を作成しなければならない。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 説明会開催報告書（様式第6号）及び当該説明会の議事録
- (2) 条例第10条第1項ただし書に規定するときに該当する場合 周知結果報告書（様式第7号）
（許可の申請の手続）

第8条 条例第11条第1項及び第2項の申請書は、土砂埋立て等許可申請書（様式第8号）とする。

2 条例第11条第3項の規則で定める図書は、次に掲げる図書（第12条各号に掲げる行為に係る申請の場合にあつては、第6号から第10号までに掲げる図書を除く。）とする。

- (1) 第5条第2項第2号から第12号までに掲げる図書
- (2) 申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書及びその役員
の住民票の写し）及び印鑑登録証明書
- (3) 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法
人である場合にあつては、その登記事項証明書及び印鑑登録証明書並びに役員
の住民票の写し）
- (4) 申請者に使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し
- (5) 誓約書（様式第9号）
- (6) 土質試験その他の調査又は試験に基づき土砂埋立て等の構造の安定性の計算を行った場合に
あつては、当該計算の内容を記載した書面
- (7) 擁壁の断面図及び背面図並びに擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構
造計算書
- (8) 排水施設の構造図並びに流量及び断面決定を記載した書面
- (9) 沈砂池の構造図及び容量を算定した書面
- (10) 調整池を設置する場合にあつては、調整池の構造図並びに容量及び放流量を算定した書面
- (11) 前年の所得税及び個人事業税（法人にあつては、最近一事業年度の法人税及び法人事業税）
の滞納がないことを証する書面
- (12) 前年分の確定申告書の写し（法人にあつては、最近一事業年度の確定申告書の写し及び財務
諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類をいう。））
- (13) 資金を、自己資金で調達する場合にあつては金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する
書面又はこれに類する書類、借入金で調達する場合にあつては金融機関の融資を証明する書面
- (14) その他市長が必要と認める図書
（不正な行為をすることおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者）

第9条 条例第12条第1項第1号ハの相当の規則で定める理由がある者は、次に掲げる者とする。

- (1) 条例第7条第1項の許可の申請前10年間に2回以上条例又は森林法（昭和26年法律第249

号)、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)、大阪府砂防指定地管理条例(平成15年大阪府条例第7号)、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例若しくは大阪府内の本市以外の市町村が定める土砂の埋立て等の規制に関する条例の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者

- (2) 条例第7条第1項の許可の申請前10年間に2回以上条例第25条第1項(同項第2号及び第3号に係る部分を除く。)の規定により許可を取り消され、その最後の取消しの日から3年を経過した者(当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、その取消しの処分に係る枚方市行政手続条例(平成9年枚方市条例第10号)第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から3年を経過したものを含む。)
- (3) 大阪府の区域において、森林法第10条の3、第10条の9第3項若しくは第4項、第38条若しくは宅地造成等規制法第14条第2項から第4項まで、第17条(第3項を除く。)、第22条(第3項を除く。)若しくは大阪府砂防指定地管理条例第19条若しくは大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例第23条若しくは第24条第1項の規定に基づく命令又はこれらの規定に相当する大阪府内の本市以外の市町村が定める土砂埋立て等の規制に関する条例の規定による命令を受けた日から3年を経過しない者(当該命令による義務を履行した者を除く。)
- (4) 条例第7条第1項の許可の申請前3年以内に同項の規定に違反して土砂埋立て等を行い、若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受け、条例第13条第1項の規定に違反して土砂埋立て等を行い、若しくは偽りその他不正の手段により同項の変更許可を受け、条例第23条第1項の規定に違反して土砂埋立て等を行い、若しくは偽りその他不正の手段により同項の承認を受け、又は条例第16条第2項若しくは第18条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたことが2回以上ある者
- (5) 条例第7条第1項の許可の申請前3年以内に大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例又は大阪府内の本市以外の市町村が定める土砂埋立て等の規制に関する条例に違反して、前号の行為に相当する行為をしたことが2回以上ある者

(使用人)

第10条 条例第12条第1項第1号へ及びト(これらの規定を条例第13条第4項及び第23条第4項において準用する場合を含む。)の規則で定める使用人は、申請者の使用人であって、次に掲げる事務所等の代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(形状及び構造上の基準)

第11条 条例第12条第1項第5号(条例第13条第4項において準用する場合を含む。)の規則で定める形状及び構造上の基準は、条例第7条第1項の許可に係る土砂埋立て等が当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるもの(以下「一時堆積」という。)以外である場合にあっては別表第1、一時堆積である場合にあっては別表第2に定めるとおりとする。

(形状及び構造上の基準の適用除外)

第12条 条例第12条第2項（条例第13条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める申請は、次に掲げる行為に係る申請とする。

- (1) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の許可を要する行為
- (2) 宅地造成等規制法第8条第1項の許可を要する行為
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の許可を要する行為
- (4) 大阪府砂防指定地管理条例第4条第1項の許可を要する行為
（変更許可の申請等）

第13条 条例第13条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
 - (2) 法定代理人の氏名又は住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
 - (3) 役員又は使用人の変更
 - (4) 土砂埋立て等に使用される土砂の量の変更（当該量を減少させるものに限る。）
 - (5) 土砂埋立て等の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）
 - (6) 土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画の変更
 - (7) 土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設置した排水施設その他の施設の構造の変更（当該施設の機能を低下させるものを除く。）
- 2 条例第13条第2項の申請書は、土砂埋立て等変更許可申請書（様式第10号）とする。
- 3 条例第13条第3項の規則で定める図書は、第8条第2項各号に掲げる図書（変更に係るものに限る。）とする。
- 4 条例第13条第5項の規定による届出は、土砂埋立て等変更届（様式第11号）により行わなければならない。
（土砂埋立て等の着手の届出）

第14条 条例第15条の規定による届出は、土砂埋立て等着手届（様式第12号）により行わなければならない。

（土砂の搬入の報告）

第15条 条例第16条第1項の規定による土砂の発生場所の確認は、当該土砂の発生場所ごとに、土地の所有権その他の権原に基づき当該土砂を発生させる者が発行する土砂発生元証明書（様式第13号）により行わなければならない。

- 2 条例第16条第1項の規定による土砂の汚染のおそれがないことの確認は、汚染（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）別表第3又は別表第4の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれこれらの表の下欄に定める要件に適合しないことをいう。）について、当該土砂の発生場所ごとに、土壌汚染対策法第3条第1項又は大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の4第1項若しくは第81条の5第1項の規定による調査の結果を記載した書面その他市長が別に定めるものにより行わなければならない。

- 3 前項の規定により難い場合における条例第16条第1項の規定による土砂の汚染のおそれがないことの確認は、前項の規定にかかわらず、市長が別に定めるところにより、当該土砂の発生場所の土地の利用状況等の調査の結果を記載した書面又は土壌汚染対策法施行規則別表第3の上欄に掲げる特定有害物質の種類区分ごとの土壌溶出量調査の結果及び同令別表第4の上欄に掲げる特定有害物質の種類区分ごとの土壌含有量調査の結果を記載した書面により行うことができる。
- 4 当該土砂が採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令による処分に係る採取場から採取されたものである場合における条例第16条第1項の規定による土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認は、前3項の規定にかかわらず、当該採取場から採取された土砂であることを証する土砂売渡・譲渡証明書（様式第14号）により行うことができる。
- 5 条例第16条第2項の規定による報告は、土砂を搬入する前に土砂搬入報告書（様式第15号）により行わなければならない。
- 6 前項の報告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書を添付しなければならない。
 - (1) 次号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる図書
 - イ 土砂発生元証明書
 - ロ 第2項又は第3項の確認に係る書面
 - (2) 第4項に規定する場合に該当する場合 土砂売渡・譲渡証明書
(土砂管理台帳)

第16条 条例第17条に規定する土砂管理台帳は、土砂管理台帳（様式第16号）とする。

- 2 前項の土砂管理台帳には、毎月の末日までに、当該月中における各事項を記載しておかなければならない。
(土砂の量の報告)

第17条 条例第7条第1項の許可に係る土砂埋立て等が一時堆積以外である場合における条例第18条の規定による報告は、土砂埋立て等に着手した日後、毎年、4月から9月までの間に使用された土砂の量を10月末日までに、10月から翌年3月までの間に使用された土砂の量を翌年4月末日までに、土砂埋立て等を完了し、又は廃止したときは、直前の報告以降に使用された土砂の量を条例第22条第1項の規定による届出の時に、土砂使用量報告書（様式第17号）により行わなければならない。

- 2 条例第7条第1項の許可に係る土砂埋立て等が一時堆積である場合における条例第18条の規定による報告は、土砂埋立て等に着手した日後、毎年、4月から9月までの間の土砂の搬入量及び搬出量を10月末日までに、10月から翌年3月までの間の土砂の搬入量及び搬出量を翌年4月末日までに、土砂埋立て等を完了し、又は廃止したときは、直前の報告以降の土砂の搬入量及び搬出量を条例第22条第1項の規定による届出の時に、土砂搬入量及び搬出量報告書（様式第18号）により行わなければならない。
(水質基準等)

第18条 条例第19条第1項の規則で定める水質の基準は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第1に規定するものとし、水質検査の方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）の規定に準じて行うものとする。

2 条例第19条第2項の規定による報告は、水質検査報告書（様式第19号）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 当該水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真
- (2) 採取した試料ごとの水質検査結果証明書（計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第1号の濃度に係る計量士が発行したものに限る。）
（標識の寸法及び記載事項）

第19条 条例第20条第1項の標識の大きさは、縦90センチメートル以上、横120センチメートル以上でなければならない。

2 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第7条第1項の許可を受けている旨並びに当該許可の年月日及び番号
- (2) 土砂埋立て等を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先の電話番号
- (3) 土砂埋立て等の目的
- (4) 埋立て等区域の位置
- (5) 埋立て等区域の面積
- (6) 埋立て等区域を明示した付近見取図
- (7) 土砂埋立て等に使用される土砂の予定量（一時堆積である場合にあっては、年間の土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量）
- (8) 当該土砂埋立て等が一時堆積以外である場合にあっては、土砂埋立て等の期間
（関係図書の閲覧）

第20条 条例第21条の規定による閲覧は、条例第7条第1項の許可を受けた日から条例第22条第1項の規定による届出（土砂埋立て等の完了又は廃止に係るものに限る。）の日まで行わなければならない。

2 条例第21条の規則で定める図書は、次に掲げる図書の写しとする。

- (1) 条例第11条第1項又は第2項の申請書の添付図書
- (2) 条例第13条第2項の申請書の添付図書
- (3) 土砂埋立て等変更届
- (4) 土砂埋立て等着手届
- (5) 土砂搬入報告書及びその添付図書
- (6) 土砂使用量報告書又は土砂搬入量及び搬出量報告書及びそれらの添付図書
- (7) 土砂埋立て等地位承継承認申請書及びその添付図書

3 条例第21条の申請書の写し、土砂管理台帳及び前項各号に掲げる図書に含まれている情報のうち、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第5条第1項第1号及び第3号に該当す

る情報については、条例第21条の規定による閲覧の対象から除くものとする。

(土砂埋立て等の完了の届出等)

第21条 条例第22条第1項の規定による完了の届出は、土砂埋立て等完了届(様式第20号)により行わなければならない。

2 条例第22条第1項の規定による廃止又は休止の届出は、土砂埋立て等廃止(休止)届(様式第21号)により行わなければならない。

3 条例第22条第1項の規定による再開の届出は、土砂埋立て等再開届(様式第22号)により行わなければならない。

(地位の承継の申請書)

第22条 条例第23条第2項の申請書は、土砂埋立て等地位承継承認申請書(様式第23号)とする。

2 条例第23条第3項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 資金調達計画書

(2) 第8条第2項第2号から第5号まで及び第11号から第13号までに掲げる図書

(3) 条例第7条第1項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人であること又は同項の許可を受けた者から当該許可に係る埋立て等区域の土地を使用する権原を取得したことを証する書面

(土地の所有者による施工状況の確認)

第23条 条例第27条第1項の規定による施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る埋立て等区域において、毎月1回以上、行わなければならない。

(1) 当該施工の状況が条例第9条各項の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。

(2) 当該埋立て等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。

2 前項の場合において、条例第27条第1項に規定する土地の所有者は、同項の確認することが困難な事情があるときは、他の者に確認させることにより行うことができる。

(身分証明書)

第24条 条例第30条第2項の証明書は、身分証明書(様式第24号)とする。

(書類の提出部数)

第25条 条例の規定により市長に提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。ただし、市長が別に定める場合にあつては、この限りでない。

(補則)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 [平成30年9月27日公布]

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

2 条例附則第3項の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。

(1) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第1項の認可

(2) 森林法第10条の2第1項又は第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の

許可

- (3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の許可
- (4) 地すべり等防止法第18条第1項の許可
- (5) 宅地造成等規制法第8条第1項の許可
- (6) 河川法第55条第1項の許可
- (7) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可
- (8) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の許可
- (9) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の許可
- (10) 大阪府砂防指定地管理条例第4条第1項の許可

別表第1（第11条関係）

- 1 埋立て等関係区域の地盤について、滑りやすい土質の層又は軟弱な地盤がある場合には、地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられること。
- 2 著しく傾斜している土地において土砂埋立て等を行う場合においては、土砂埋立て等を行う前の地盤と土砂埋立て等に使用された土砂とが接する面が滑り面とならないように段切りその他の措置が講じられること。
- 3 土砂埋立て等によって生じる法面（擁壁で覆う部分を除く。以下同じ。）の勾配は、垂直距離1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上であること。
- 4 土砂埋立て等の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられること。
- 5 埋立て等区域の地盤の高さが周辺より低い土地、斜面の下方に位置する土地及び谷又は沢状の土地等の地表水が集中しやすい地形の土地において土砂埋立て等を行う場合は、湧水又は浸透水を有効かつ速やかに排除できるよう、地下排水溝等の排水施設の設置その他の措置が講じられること。
- 6 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、次に掲げる基準に適合すること。
 - (1) 盛土の場合には、法尻に設置されること。
 - (2) 鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造等の堅固なものであること。
 - (3) 溪流内の盛土の場合において、全土量を対象とした土砂流出防止のためのコンクリートえん堤等が設置されること。
 - (4) 練積み造は、土質に応じて決定されたものであること。
 - (5) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造は、構造計算によって次に掲げる基準が満たされることが確かめられていること。
 - イ 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって破損されないこと。
 - ロ 土圧等によって転倒しないこと。
 - ハ 土圧等によって滑動しないこと。
 - ニ 土圧等によって沈下しないこと。

- 7 土砂埋立て等によって生じる法面の高さが5メートル以上である場合にあっては、当該法面の高さが5メートルごとに幅1.5メートル以上の小段が設置されること。
- 8 雨水その他の地表水を排除することができるように、必要な排水施設（土砂埋立て等が施工されている間における排水施設を含む。）が設置されること。
- 9 前項の排水施設は、その管渠^{きよ}の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。
- 10 埋立て等区域外に土砂が流出しないように、沈砂池（土砂埋立て等が施工されている間における沈砂池を含む。）が設置されること。
- 11 下水道、排水路、河川その他の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水を貯留する調整池（土砂埋立て等が施工されている間における調整池を含む。）その他の一時雨水を貯留するための施設が設置されること。
- 12 土砂埋立て等によって生じる法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等により、風化その他の侵食に対して保護されること。
- 13 埋立て等区域（土砂埋立て等によって生じる法面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他の土砂等の飛散防止のための措置（土砂埋立て等が施工されている間における土砂等の飛散防止のための措置を含む。）が講じられること。
- 14 土砂埋立て等に係る工事の順序が、埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散、流出その他の災害が発生しないよう、沈砂池、調整池、擁壁等の防災工事が土砂埋立て等に先行して実施されること。

別表第2（第11条関係）

- 1 別表第1の1の項、8の項及び9の項の規定に適合すること。
- 2 埋立て等区域の土地の勾配は、垂直距離1メートルに対する水平距離が10メートル以上であること。ただし、埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散、流出その他の災害が発生するおそれがないものとして市長が認める場合は、この限りでない。
- 3 土砂の堆積の高さ（土砂の堆積によって生じる法面の最も低い部分と最も高い部分の垂直距離をいう。以下同じ。）が5メートル以下であること。
- 4 土砂の堆積によって生じる法面の勾配は、垂直距離1メートルに対する水平距離が2メートル以上であること。
- 5 埋立て等区域の周辺に、土砂の堆積の高さに相当する幅の緩衝地帯及びその緩衝地帯を表示する境界標が設置されること。